（その１）

収　支　報　告　書

※該当箇所に［レ］すること。

〒１００－００１４

1　主たる事務所の所在地　　東京都千代田区永田町１－１１－１
三宅坂ビル６Ｆ

（ふりがな）　　みんしゅとうとうきょうとだい０６くそうしぶ

2　政治団体の名称　　民主党東京都第６区総支部

3　代表者の氏名　　松原　仁

4　会計責任者の氏名　　北条　博一

5　平成　２６　年分

政治団体の区分
□ 政党
レ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
□ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
東京都内

団体コード	0 0 8 0 1 3 4 0 4 N 2 0 1 0
前年繰越額	224,000 円

事務担当者の氏名　阿部 和弘

電話番号　03-6205-7181

受付	審査	確認
	レ	
消込	パンチ	照合
済	済	

6441号
27.4.15
東京都選挙管理委員会
事務局

資金管理団体の指定の有無
□ 有　レ 無
公職の種類　　(現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
レ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　松原　仁
公職の種類　衆議院議員 (現)・候

(※) 資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

1	1	3	7	0

（その２）

収　支　の　状　況

都団体用

項　　目	金　　額	項　　目	金　　額
Ⅰ 収入総額　(1)～(2)計	1,071,000	Ⅱ 支出総額　１～２の計	450,000
(1) 前年からの繰越額	224,000	1 経常経費の合計　(1)～(4)の計	50,000
(2) 本年の収入額　１～６の計	847,000	(1) 人件費	0
1 個人の負担する党費又は会費	117,000	(2) 光熱水費	0
(党費又は会費を納入した人の数)	117人	(3) 備品・消耗品費	0
2 寄附　(1)～(2)の計	240,000	(4) 事務所費	50,000
(1) 寄附の区分　ア～ウの計	240,000	2 政治活動費の合計　(1)～(6)の計	400,000
ア 個人からの寄附	0	(1) 組織活動費	0
(うち特定寄附)	0	(2) 選挙関係費	0
イ 法人その他の団体からの寄附	240,000	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費　ア～エの計	0
ウ 政治団体からの寄附	0	ア 機関紙誌の発行事業費	0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	イ 宣伝事業費	0
(2) 政党匿名寄附	0	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	0	エ その他の事業費	0
(1) (3のうち特定パーティーの対価に係る収入)	0	(4) 調査研究費	0
(2) (3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入)	0	(5) 寄附・交付金	400,000
(2)のうち対価の支払いのあっせんによるもの)	0	(6) その他の経費	0
4 借入金	0		
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	490,000	備考	
6 その他の収入　(1)～(2)の計	0		
(1) 10万円未満のものの計	0		
(2) 10万円以上のものの計	0	Ⅲ 翌年への繰越額　(Ⅰ－Ⅱ)	621,000

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金　額	年月日	主たる事務所の所在地	備　考
民主党東京都総支部連合会	300,000	平成26. 1.31	東京都新宿区新宿1-2-8-2F	
民主党東京都総支部連合会	100,000	平成26. 6. 2	東京都千代田区永田町1-11-1-6F	
民主党東京都総支部連合会	90,000	平成26.12.19	東京都千代田区永田町1-11-1-6F	
この頁の小計	490,000			
合　計	490,000			

(注)同一本部・支部からの交付金は「名寄せ」して年月日順に記載し、「計」を入れて下さい。

（その７）

（1，2，3 のいずれかに○をつけてください）

（７）寄附の内訳			寄附者の区分	１．個人　②．法人・その他の団体　３．政治団体		
寄附者の氏名（又は名称）	金　額	年月日	住　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考	
(株)高橋組興業	20,000	平成26.10. 3	東京都世田谷区喜多見7-27-2F	高橋利明		
(株)高橋組興業	20,000	平成26.10.31	東京都世田谷区喜多見7-27-2F	高橋利明		
(株)高橋組興業	20,000	平成26.11.28	東京都世田谷区喜多見7-27-2F	高橋利明		
(株)高橋組興業	80,000	平成26.12. 2	東京都世田谷区喜多見7-27-2F	高橋利明		
(株)高橋組興業	20,000	平成26.12.25	東京都世田谷区喜多見7-27-2F	高橋利明		
（計）	(160,000)					
(株)東洋土木	20,000	平成26.10. 7	東京都世田谷区成城9-22-17	杉崎昌己		
(株)東洋土木	40,000	平成26.12.10	東京都世田谷区成城9-22-17	杉崎昌己		
（計）	(60,000)					
芳賀建材工業(株)	20,000	平成26.12. 1	神奈川県川崎市高津区久地2-3-35	芳賀竜之		
この頁の小計	240,000					
その他の寄附	0					
合　計	240,000					

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。

(注2) 寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。

(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又政治団体の寄附者の区分ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費（事務管理費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
監査報酬	50,000	平成26. 5.24	中里稔	東京都荒川区西日暮里3-6-14-405	
この頁の小計	50,000				
その他の支出	0				
合計	50,000				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

（その15）

（２）　政治活動費の内訳		項　目　別　区　分	寄附・交付金　　（寄附金）		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備　考
寄附	300,000	平成26. 2. 4	山口拓後援会	東京都世田谷区太子堂3-18-3	
寄附	100,000	平成26. 6. 5	山口拓後援会	東京都世田谷区太子堂3-18-3	

この頁の小計	400,000
その他の支出	0
合　　計	400,000

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑して下さい。

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

(1) 領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

(3) 政治資金監査報告書（国会議員関係団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 27 年 4月 10 日

政治団体の名称　　民主党東京都第６区総支部

会計責任者の氏名　　北条　　博一　　㊞

（↓ 代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

代表者の氏名　　㊞

（注１）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署して下さい。

（注２）「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載して下さい。

政治資金監査報告書

平成２７年４月　１０日

民主党東京都第６区総支部
代表　　松原　仁　　殿

登録政治資金監査人　中里
登録番号　第３１１２号
研修終了年月日　平成２１年１２月１７日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、民主党東京都第６区総支部の平成２６年の法第１２条第１項に規定する収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は聴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、民主党東京都第６区総支部の主たる事務所において行った。
千代田区永田町１－１１－１三宅坂ビル６Ｆ

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振り込み明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

３　業務制限

民主党東京都第６区総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、民主党東京都第６区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上